

山口県報

令和6年
6月7日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告 (畜産振興課) 二
○公告
家畜商講習会の開催 (ぶちうまやまぐち推進課) 三
指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出 (建築指導課) 三
○教委公告
契約の締結 四



山口県告示第百六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年六月七日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周防大島町産業建設環境部生活衛生課において公衆の縦覧に供する。

令和六年六月七日

山口県知事 村岡嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

県道橋東和線道路改良 (地家室第2トンネル) 工事シマダ・ユタ
カ工業・村上建設工業特定建設工事共同企業体

住 所 山口市大内御堀三三七三番地五

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 県道橋東和線道路改良 (地家室第2トンネル) 工事業所

所在地 大島郡周防大島町大字地家室内

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	能 (m ³ /時) 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当たりの使用時間
五五	二五	令和六、 七月、一	令和六、 七月、三二	令和六、 七月、三二	断続 四時間 変動なし

備考 「五五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第十五号の生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラントをいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
五五	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
一一	一〇	二〇	二〇
一一	二〇	三〇	二、五〇〇
一一	三〇	四〇	三、〇〇〇
一一	四〇	五〇	一、五〇〇
一一	五〇	六〇	二、五〇〇
一一	六〇	七〇	三、〇〇〇
一一	七〇	八〇	三、五〇〇
一一	八〇	九〇	四、〇〇〇
一一	九〇	一〇〇	四、五〇〇
一一	一〇〇	一一〇	五、〇〇〇
一一	一一〇	一二〇	五、五〇〇
一一	一二〇	一三〇	六、〇〇〇
一一	一三〇	一四〇	六、五〇〇
一一	一四〇	一五〇	七、〇〇〇
一一	一五〇	一六〇	七、五〇〇
一一	一六〇	一七〇	八、〇〇〇
一一	一七〇	一八〇	八、五〇〇
一一	一八〇	一九〇	九、〇〇〇
一一	一九〇	二〇〇	九、五〇〇
一一	二〇〇	二一〇	一〇、〇〇〇
一一	二一〇	二二〇	一〇、五〇〇
一一	二二〇	二三〇	一〇、〇〇〇
一一	二三〇	二四〇	一〇、五〇〇
一一	二四〇	二五〇	一〇、〇〇〇
一一	二五〇	二六〇	一〇、五〇〇
一一	二六〇	二七〇	一〇、〇〇〇
一一	二七〇	二八〇	一〇、五〇〇
一一	二八〇	二九〇	一〇、〇〇〇
一一	二九〇	三〇〇	一〇、五〇〇
一一	三〇〇	三一〇	一〇、〇〇〇
一一	三一〇	三二〇	一〇、五〇〇
一一	三二〇	三三〇	一〇、〇〇〇
一一	三三〇	三四〇	一〇、五〇〇
一一	三四〇	三五〇	一〇、〇〇〇
一一	三五〇	三六〇	一〇、五〇〇
一一	三六〇	三七〇	一〇、〇〇〇
一一	三七〇	三八〇	一〇、五〇〇
一一	三八〇	三九〇	一〇、〇〇〇
一一	三九〇	四〇〇	一〇、五〇〇
一一	四〇〇	四一〇	一〇、〇〇〇
一一	四一〇	四二〇	一〇、五〇〇
一一	四二〇	四三〇	一〇、〇〇〇
一一	四三〇	四四〇	一〇、五〇〇
一一	四四〇	四五〇	一〇、〇〇〇
一一	四五〇	四六〇	一〇、五〇〇
一一	四六〇	四七〇	一〇、〇〇〇
一一	四七〇	四八〇	一〇、五〇〇
一一	四八〇	四九〇	一〇、〇〇〇
一一	四九〇	五〇〇	一〇、五〇〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ($m^3/時$)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
鋼 鉄 製	鋼 鉄 製	四〇	中 和 ・ 凝 集 沈 殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	令 和 六、 七、 一	令 和 六、 七、 三二	令 和 六、 七、 三二

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	処 理 前	処 理 後	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
排 水 処 理 施 設	七・五	一・一	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
	八・五	六・五	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
種 類	七・五	一・一	通 常 最 大	通 常 最 大	〃
	八・五	六・五	通 常 最 大	通 常 最 大	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
七・五	通 常 最 大	通 常 最 大	九五
八・五	通 常 最 大	通 常 最 大	一六〇

山口県告示第百七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条の規定により、次の

とおり報告を求める。

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示（令和五年山口県告示第百九十七号）は、廃止する。

令和六年六月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため
- 二 報告すべき者
報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「鶏等」という。）の羽数の合計が百羽以上又は飼養しているだちようの羽数が十羽以上である農場の所有者
- 三 報告すべき事項
二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数その他鶏等の羽数の増減に関する事項
- 四 報告書の提出期限
報告の対象となる期間の初日の属する月の翌月の十日正午
- 五 報告書の提出先
二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所
- 六 その他
高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告すること。



(二〇九) 家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

令和六年六月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 講習の対象となる者
家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者
- 二 講習会の日時及び場所
(一) 日時 令和六年七月二十九日（月曜日）及び同月三十日（火曜日）の午前九時から午後五時まで

- (二) 場所 防府市牟礼一〇三二八 山口県農林総合技術センター 農大教育棟第二教室
- 三 講習の科目及び時間

科	目	時	間
家畜の取引に関する法令		四	
家畜の品種及び特徴		四	
家畜の悪癖、機能障害及び疾病		六	

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百八十円に相当する山口県収入証紙及び写真（縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとす。）を貼って、県内に居住する者にあつてはその者の住所を所管する農林水産事務所又は農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―）山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課に提出すること。

五 受講願書の提出期限

令和六年七月五日（金曜日）

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課（電話〇八三―九三三―三五五六）又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所（電話〇八三―九三三―三五五六）又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所（電話〇八三―九三三―三五五六）又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所（電話〇八三―九三三―三五五六）の畜産部にすること。

(二一〇) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

令和六年六月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人ベターリビング 東京都千代田区富士見二丁目七番二号
二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変 更 後	東京都千代田区富士見二丁目七番二号 名古屋市中区栄四丁目三番二六号 大阪府中央区本町二丁目六番八号
変 更 前	東京都千代田区富士見二丁目七番二号 名古屋市中区栄四丁目三番二六号

三 変更年月日

令和六年七月一日



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和六年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
教育庁教育情報化推進室 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
山口県立学校 ICT 支援員派遣業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和六年三月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社エージェント 東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番二二号
- 六 契約金額
九千九百三十三万円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣 政

令和六年六月七日印刷
令和六年六月七日発行

発行所 山口県庁
山口県知事